

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

最終回 過去から未来へ

司法改革総合センター委員・東京弁護士会歴史研究会 田中 みどり (47 期)

全 50 回（連載 47 回・番外編 3 回）にわたる連載、いかがでしたか。

- 1 13 年間にわたる試行錯誤を経て昭和 55 年に発行された「東京弁護士会百年史」という書を紐解いたとき、当会の弁護士たちの姿が生き生きと蘇ってきました。

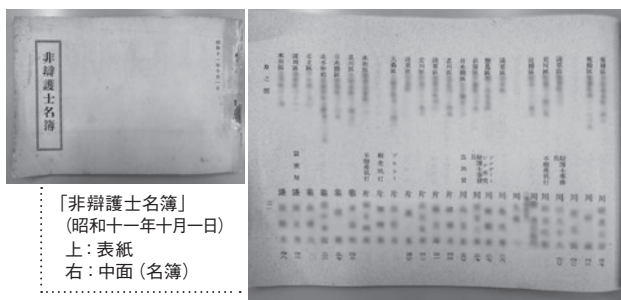
ビビッドな筆致で、当会が日本の弁護士制度の中心を担ってきたことも描かれている。当会会員として誇らしい気持ちを皆さんに共有したい。しかし、なんといっても、本編だけで 1085 頁という重厚っぷりの故に、1 頁から精読する意欲が挫かれてしまう。

そこで、東弁歴史研究会メンバーでこの本を要約するというコンセプトでスタートしたのが本連載です。不正確な部分もあったかもしれませんが、「既刊本の要約」ということでご容赦いただければと思います。とはいえ、御覧いただいた方々から、ご意見や教をいただいたのは、うれしいオマケでした。まさに、不完全な故の瓢箪から駒。

- 2 ところで、「辯護士」という名称に関してですが、林真貴子教授（名古屋大学大学院）によりますと、明治 23 年施行の裁判所構成法（昭和 22 年廃止）の草案審議の中で、「代言人」が「辯護士」と改める旨が示されました。「代言人」は、外務省翻訳局が仏語の法律家（avocat）を直訳したものらしいのですが、司法省のお雇い外国人カークウッド（英国バリスター）が「代言人」という言葉を嫌い、その後、「辯護士」という用語が定着したようです。

- 3 「東弁図書館」の蔵書印が押された貴重な資料の中に、いくつかの弁護士名簿があります。

当会に直接関わるものとしては、明治 13 年設立の東京代言人組合による「東京代言人名簿」。明治 14 年に東京組合代言人会に名称変更後、明治 22 年に東京組合代言人会から分裂した東京新組合代言人会による「新組合代言人名簿」。明治 26 年に公布された旧々弁護士法に基づき、分裂していた 2 つの代言人



「非辯護士名簿」
(昭和十一年十月一日)
上：表紙
右：中面（名簿）

組合が統合して創立した東京弁護士会の「東京辯護士會加入會員名簿」。これらのほかに、「旧組合乃部辯護士名簿」があります。発行年も不明なのですが、「辯護士」という名称の由来の経緯に鑑みますと、明治 26 年の旧々弁護士法改正の頃に作成された「東京組合代言人会」の名簿と推測できるのではないかとのことです（なお、昭和 11 年作成の「非弁護士名簿」は実に興味深いのですが、紙面の関係で、ここでは詳しくご紹介できないのが残念です）。

- 4 「歴史は繰り返す」と言われますが、歴史は決して古臭い遺物ではありません。人間というものは、同じことを繰り返す存在であることを自覚し、よりよき社会にするためにも、歴史を学ぶべきなのです。今では当たり前のように使っている「弁護士」という言葉一つとっても、このように、西洋文明からの受容及び定着という歴史があり、また、その歴史は現在、そして未来まで連綿と続いているのです。

- 5 その歴史を知ることができるのは、貴重な書物（稀観本）のおかげ。

当会図書館（現・合同図書館）は、東京の中心地に位置していたのに、奇跡的に戦災被害を免れ、現在も和綴本や裁判記録なども含めた貴重な書物（資料）を所蔵しています。過日、広島市の友人の「広島弁護士会（昭和 20 年）8 月 6 日に全部を失った」との呟きに接し、改めて当会図書館の稀観本は、弁護士（会）の歴史を記録する大事な家宝として、これからも大切に守り続けていかなければならないとの思いを強くしたのです。これからの未来のためにも。（了）